

令和2年4月7日

事業主
保険推進委員 様
事務担当者

大阪府建築健康保険組合
大阪府建築企業年金基金

新型コロナウイルス感染症流行に伴う
緊急事態宣言が発出された場合の対応について

平素は当健康保険組合並びに企業年金基金の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、緊急事態宣言が発出された場合の当健康保険組合、企業年金基金における対応を、下記のとおりとさせていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

記

※緊急事態宣言発効の日から解除の日まで

1.健康保険組合・企業年金基金事務局は、通常どおり午前9時から午後5時まで業務を行います。ただし、

①4月10日（金）までは、職員の時差出勤を実施いたします。

②4月13日（月）以降は、職員の交代制による在宅勤務を実施いたします。

この事によりまして、窓口業務対応を始め各種届出の処理に時間を要する場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2.当組合健康管理センターの健診業務は、全て中止いたします。

健診等の予定が中止となった場合は、後日日程調整させていただきますのでご協力をお願いいたします。

当組合契約健診機関で健診等を受診予定の方は、実施の可否等を各健診機関にお問い合わせください。

3.その他

保険料納付や各種届出等につきましては、現在のところ通常処理をする事としておりますが、事業所様において在宅勤務等の実施により各事務に支障を来す等の場合は、当健康保険組合・企業年金基金までご相談ください。